

介護老人福祉施設 伊豆高原十字の園 利用料金表

2023.06.01改訂

(単位：円)

利用者負担段階		介護サービス費	個別機能訓練加算(Ⅰ)	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計(月単位の加算を除く)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)※月単位	個別機能訓練加算(Ⅱ)※月単位	処遇改善加算	特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ支援加算	1ヶ月合計(30日で計算)
第1段階	要介護1	652	12	4	8	21	46	300	820	1,863	50	20	1,856	604	358	58,777
	要介護2	720	12	4	8	21	46	300	820	1,931	50	20	2,025	659	390	61,074
	要介護3	793	12	4	8	21	46	300	820	2,004	50	20	2,207	718	425	63,540
	要介護4	862	12	4	8	21	46	300	820	2,073	50	20	2,379	774	459	65,871
	要介護5	929	12	4	8	21	46	300	820	2,140	50	20	2,546	828	491	68,134
第2段階	要介護1	652	12	4	8	21	46	390	820	1,953	50	20	1,856	604	358	61,477
	要介護2	720	12	4	8	21	46	390	820	2,021	50	20	2,025	659	390	63,774
	要介護3	793	12	4	8	21	46	390	820	2,094	50	20	2,207	718	425	66,240
	要介護4	862	12	4	8	21	46	390	820	2,163	50	20	2,379	774	459	68,571
	要介護5	929	12	4	8	21	46	390	820	2,230	50	20	2,546	828	491	70,834
第3段階①	要介護1	652	12	4	8	21	46	650	1,310	2,703	50	20	1,856	604	358	83,977
	要介護2	720	12	4	8	21	46	650	1,310	2,771	50	20	2,025	659	390	86,274
	要介護3	793	12	4	8	21	46	650	1,310	2,844	50	20	2,207	718	425	88,740
	要介護4	862	12	4	8	21	46	650	1,310	2,913	50	20	2,379	774	459	91,071
	要介護5	929	12	4	8	21	46	650	1,310	2,980	50	20	2,546	828	491	93,334
第3段階②	要介護1	652	12	4	8	21	46	1,360	1,310	3,413	50	20	1,856	604	358	105,277
	要介護2	720	12	4	8	21	46	1,360	1,310	3,481	50	20	2,025	659	390	107,574
	要介護3	793	12	4	8	21	46	1,360	1,310	3,554	50	20	2,207	718	425	110,040
	要介護4	862	12	4	8	21	46	1,360	1,310	3,623	50	20	2,379	774	459	112,371
	要介護5	929	12	4	8	21	46	1,360	1,310	3,690	50	20	2,546	828	491	114,634
標準額	要介護1	652	12	4	8	21	46	1,600	2,006	4,349	50	20	1,856	604	358	133,357
	要介護2	720	12	4	8	21	46	1,600	2,006	4,417	50	20	2,025	659	390	135,654
	要介護3	793	12	4	8	21	46	1,600	2,006	4,490	50	20	2,207	718	425	138,120
	要介護4	862	12	4	8	21	46	1,600	2,006	4,559	50	20	2,379	774	459	140,451
	要介護5	929	12	4	8	21	46	1,600	2,006	4,626	50	20	2,546	828	491	142,714
2割負担	要介護1	1,304	24	8	16	42	92	1,600	2,006	5,092	100	40	3,712	1,207	716	158,535
	要介護2	1,440	24	8	16	42	92	1,600	2,006	5,228	100	40	4,050	1,318	781	163,129
	要介護3	1,586	24	8	16	42	92	1,600	2,006	5,374	100	40	4,414	1,436	851	168,061
	要介護4	1,724	24	8	16	42	92	1,600	2,006	5,512	100	40	4,758	1,548	917	172,722
	要介護5	1,858	24	8	16	42	92	1,600	2,006	5,646	100	40	5,091	1,656	981	177,249
3割負担	要介護1	1,956	36	12	24	63	138	1,600	2,006	5,835	150	60	5,568	1,811	1,073	183,712
	要介護2	2,160	36	12	24	63	138	1,600	2,006	6,039	150	60	6,076	1,976	1,171	190,603
	要介護3	2,379	36	12	24	63	138	1,600	2,006	6,258	150	60	6,621	2,154	1,276	198,001
	要介護4	2,586	36	12	24	63	138	1,600	2,006	6,465	150	60	7,136	2,321	1,376	204,993
	要介護5	2,787	36	12	24	63	138	1,600	2,006	6,666	150	60	7,637	2,484	1,472	211,783

【加算の説明】

加算名	金額	概要
個別機能訓練加算Ⅰ	12/日	機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施した場合
看護体制加算Ⅰ	4/日	常勤の看護師を1名以上配置した場合
看護体制加算Ⅱ	8/日	基準を上回る看護職員を配置し、24時間連絡が取れる体制を確保した場合
夜勤職員配置加算Ⅳ	21/日	基準を上回る夜勤職員と、喀痰吸引等が実施できる職員を配置した場合
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	認知症の高齢者等が一定割合以上入居し、かつ介護福祉士の資格を有する職員を一定割合以上配置した場合
科学的介護推進体制加算	50/月	入居者ごとの心身の状況等の基本的情報を厚生労働省に提供し、フィードバックをもとにケアの質を高めていく取り組みを行った場合
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックをもとにケアの質を高めていく取り組みを行った場合
初期加算	30/日	入所した日から起算して30日以内の期間
安全対策体制加算	20/回	組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合（入所初日に限る）
療養食加算	6/食	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
外泊時費用	246/日	病院に入院した場合、または居宅への外泊の場合（月に6日まで）
再入所時栄養連携加算	200/回	施設の管理栄養士が入院先医療機関の管理栄養士と連携して、栄養管理に関する調整を行った場合
退所時相談援助加算	400/回	退所後の居宅サービス利用時に、文書で情報提供した場合。
看取り介護加算	医師が終末期であると判断した利用者について、看取り介護を行った場合	
	72/日	死亡日以前 31日以上、45日以内
	144/日	死亡日以前 4日以上、30日以内
	780/日	死亡日の前日及び前々日
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設を訪問して診察を実施した場合	
	650/回	早朝 6:00～8:00
	650/回	夜間 18:00～22:00
	1300/回	深夜 22:00～6:00

【その他の費用】

費用名	金額	概要
医療費	実費	嘱託医及び外部医療機関の診療、薬等に要した費用
理美容費	実費	外部業者が定める金額
日用品費	実費	ティッシュ、歯ブラシ等の日用品の費用
代理購入サービス	実費	購入依頼のあった物品を購入するのに要した費用（移動販売を含む）
サークル活動費	実費	サークル活動における材料費
通信費	実費	切手等
移送費	実費	病院受診時の駐車場料金、有料道路料金等
サークル活動費	実費	サークル活動における材料費

- 標準型車いすは施設で用意していますが、特殊な車いすが必要となった場合は用意をお願いする場合があります。
- 入院または外泊中においても、居住費のご負担をいただきます。なお、7日目以降の居住費負担額は標準額となります。
- 介護報酬改定及び人員配置等による体制の変更により、利用料金が変更となる場合があります。

【食費及び居住費の負担限度額】

食費と居住費については、本人による負担が原則ですが、低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一計額以上は保険給付されます。所得に応じた限度額までを支払い、残りの基準費用との差額は介護保険から給付されます。

利用者負担段階	対象となる方	
第1段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は2,000万円以下）
第2段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が80万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は1,650万円以下）
第3段階①	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が80万円超120万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は1,550万円以下）
第3段階②	所得等の要件	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、年金収入等の合計が120万円超の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は1,500万円以下）
第4段階（標準額）	上記に該当しない方（負担限度額認定証をお持ちでない方）	

【高額介護サービス費の負担限度額】

同じ月に利用したサービスの、利用者負担（サービス費用の1割または2割、3割）の合計額（同じ世帯に複数の要介護（支援）者がいる場合は、世帯の合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分の金額が高額介護サービス費として支給されます。

利用者負担段階区分	負担の上限額（月額）
年収 約1,160万円以上	140,100円（世帯）
年収 約700万円以上、約1,160万円未満	93,000円（世帯）
年収 約383万円以上、約770万円未満	44,000円（世帯）
一般世帯	44,000円（世帯）
世帯の全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下 老齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯）
	15,000円（個人）
生活保護の受給者 利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	15,000円（世帯）